

令和6年5月28日
運輸安全委員会

漁船海幸丸浸水事故に係る意見に基づく報告について

運輸安全委員会は、標記につきまして令和6年3月28日付けで水産庁長官に対して意見を行っていたところですが、今般、意見に基づく措置の報告がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

6 水 漁 第 19 号
令和6年5月24日

運輸安全委員会 委員長 殿

水産庁長官

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について（報告）

貴職から発出された「漁船海幸丸浸水事故に係る意見について」（令和6年3月28日付け運委総第503号運輸安全委員会委員長通知）を受け、同種の事故の再発防止の徹底を図るため、別添のとおり関係機関に通知しましたので、報告します。

※別添として、都道府県、漁業調整事務所、関係団体及び遊漁船業務主任者講習実施者への通知の写しを添付する。



各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について（通知）

日頃より漁船及び遊漁船の安全航行に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度、運輸安全委員会は、令和5年4月に三重県で発生したプロペラ点検口窓の開放を原因とする事故に関する船舶事故調査報告書を公表しました（令和6年3月28日）。

また、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故を含めて小型漁船及び遊漁船の同種の事故は年1件程度発生している状況に鑑み、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、運輸安全委員会委員長から水産庁長官宛てに、別添「漁船海幸丸浸水事故に係る意見について」（令和6年3月28日付け運委総第503号）が発出されました。

漁船及び遊漁船の安全航行について日頃より御指導いただいていることとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下の漁業者等に周知し、安全航行の徹底に一層の御尽力をお願いいたします。

また、貴管下の遊漁船業者等に対して、安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成するための講習の開催などを通じ、御指導をお願いいたします。

なお、漁船に関しては、一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会に、遊漁船に関しては、遊漁船業務主任者講習実施者に対し別紙写しのとおり通知をしましたので、御了知願います。

記

小型漁船及び遊漁船において、プロペラ点検口に関連する沈没、転覆等の事故が発生している状況に鑑み、これらの事故の発生を周知するとともに、同種の事故への漁業者及び遊漁船業者の注意を喚起するため、小型漁船で操業する漁業者、遊漁船で営業する遊漁船業者等に対し、次の事項を実施するように指導すること。

- (1) 小型漁船及び遊漁船の船長は、プロペラ点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は同窓を確実に閉鎖すること。また、船長以外の乗組員が同窓を開放して作業を行う際には、船長は、当該乗組員に対し、同点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施するよう指示し、作業後は同窓が閉鎖され

ていることを確認すること。

(2) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、定期的に、同窓を固定しているボルト等を点検し、必要に応じて整備すること。

(3) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、同囲壁に穴が設けられている等の場合には、当該穴を閉塞して水密とし、プロペラ点検口のある区画外への浸水を防ぐ措置を採ること。

別記

北海道知事	神奈川県知事	大阪府知事	愛媛県知事
青森県知事	新潟県知事	兵庫県知事	高知県知事
岩手県知事	富山県知事	和歌山県知事	福岡県知事
宮城県知事	石川県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
秋田県知事	福井県知事	島根県知事	長崎県知事
山形県知事	静岡県知事	岡山県知事	熊本県知事
福島県知事	愛知県知事	広島県知事	大分県知事
茨城県知事	三重県知事	山口県知事	宮崎県知事
千葉県知事	滋賀県知事	香川県知事	鹿児島県知事
東京都知事	京都府知事	徳島県知事	沖縄県知事

関係団体の長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について（通知）

日頃より漁船の安全航行に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、運輸安全委員会は、令和5年4月に三重県で発生したプロペラ点検口窓の開放を原因とする事故に関する船舶事故調査報告書を公表しました（令和6年3月28日）。

また、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故を含めて小型漁船及び遊漁船業の同種の事故は年1件程度発生している状況に鑑み、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、運輸安全委員会委員長から水産庁長官宛てに、別添「漁船海幸丸浸水事故に係る意見について」（令和6年3月28日付け運委総第503号）が発出されました。

漁船の安全航行について日頃より御指導いただいていることとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴傘下の団体又は組合員^{*}に周知していただくとともに、漁船乗組員への安全教育の徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

小型漁船及び遊漁船において、プロペラ点検口に関連する沈没、転覆等の事故が発生している状況に鑑み、これらの事故の発生を周知するとともに、同種の事故への漁業者及び遊漁船業者の注意を喚起するため、小型漁船で操業する漁業者、遊漁船で営業する遊漁船業者等に対し、次の事項を実施するように指導すること。

- （1）小型漁船及び遊漁船の船長は、プロペラ点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は同窓を確実に閉鎖すること。また、船長以外の乗組員が同窓を開放して作業を行う際には、船長は、当該乗組員に対し、同点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施するよう指示し、作業後は同窓が閉鎖されていることを確認すること。
- （2）プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、定期的に、同窓を固定しているボルト等を点検し、必要に応じて整備すること。

(3) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、同囲壁に穴が設けられている等の場合には、当該穴を閉塞して水密とし、プロペラ点検口のある区画外への浸水を防ぐ措置を採ること。

別記

一般社団法人大日本水産会 会長 枝元 真徹
全国漁業協同組合連合会 代表理事会長 坂本 雅信

※下線部については、宛先が一般社団法人大日本水産会である場合には、「貴傘下の団体」とする。

6 水 漁 第 19 号
令和6年5月24日

各漁業調整事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について（通知）

日頃より漁船及び遊漁船の安全航行に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度、運輸安全委員会は、令和5年4月に三重県で発生したプロペラ点検口窓の開放を原因とする事故に関する船舶事故調査報告書を公表しました（令和6年3月28日）。

また、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故を含めて小型漁船及び遊漁船の同種の事故は年1件程度発生している状況に鑑み、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、運輸安全委員会委員長から水産庁長官宛てに、別添「漁船海幸丸浸水事故に係る意見について」（令和6年3月28日付け運委総第503号）が発出されました。

漁船及び遊漁船の安全航行について日頃より御指導いただいていることとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下の漁業者及び遊漁船業者等に周知していただくとともに、安全航行の徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、各都道府県に通知するとともに、漁船に関しては、一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会に、遊漁船に関しては、遊漁船業務主任者講習実施者に対し別紙写しのとおり通知をいたしましたので、御了知願います。

記

小型漁船及び遊漁船において、プロペラ点検口に関連する沈没、転覆等の事故が発生している状況に鑑み、これらの事故の発生を周知するとともに、同種の事故への漁業者及び遊漁船業者の注意を喚起するため、小型漁船で操業する漁業者、遊漁船で営業する遊漁船業者等に対し、次の事項を実施するように指導すること。

- (1) 小型漁船及び遊漁船の船長は、プロペラ点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は同窓を確実に閉鎖すること。また、船長以外の乗組員が同窓を開放して作業を行う際には、船長は、当該乗組員に対し、同点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施するよう指示し、作業後は同窓が閉鎖され

ていることを確認すること。

(2) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、定期的に、同窓を固定しているボルト等を点検し、必要に応じて整備すること。

(3) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、同囲壁に穴が設けられている等の場合には、当該穴を閉塞して水密とし、プロペラ点検口のある区画外への浸水を防ぐ措置を採ること。

別記

北海道漁業調整事務所長

仙台漁業調整事務所長

新潟漁業調整事務所長

境港漁業調整事務所長

瀬戸内漁業調整事務所長

九州漁業調整事務所長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

遊漁船業務主任者講習実施者（別記参照） 殿

水産庁長官

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について（通知）

日頃より遊漁船の安全航行に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、運輸安全委員会は、令和5年4月に三重県で発生したプロペラ点検口窓の開放を原因とする事故に関する船舶事故調査報告書を公表しました（令和6年3月28日）。

また、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故を含めて小型漁船及び遊漁船の同種の事故は年1件程度発生している状況に鑑み、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、運輸安全委員会委員長から水産庁長官宛てに、別添「漁船海幸丸浸水事故に係る意見について」（令和6年3月28日付け運委総第503号）が発出されました。

遊漁船の事故防止及び遊漁船利用者の安全の確保については、業務規程例（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）等に基づき、日頃より御指導いただいていることとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、遊漁船業務主任者講習の際、遊漁船業者等に周知し、安全航行の徹底に一層の御尽力をお願いいたします。

記

小型漁船及び遊漁船において、プロペラ点検口に関連する沈没、転覆等の事故が発生している状況に鑑み、これらの事故の発生を周知するとともに、同種の事故への漁業者及び遊漁船業者の注意を喚起するため、小型漁船で操業する漁業者、遊漁船で営業する遊漁船業者等に対し、次の事項を実施するように指導すること。

- (1) 小型漁船及び遊漁船の船長は、プロペラ点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は同窓を確実に閉鎖すること。また、船長以外の乗組員が同窓を開放して作業を行う際には、船長は、当該乗組員に対し、同点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施するよう指示し、作業後は同窓が閉鎖されていることを確認すること。
- (2) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、定期的に、同窓を固定しているボルト等を点検し、必要に応じて整備すること。

- (3) プロペラ点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、同囲壁に穴が設けられている等の場合には、当該穴を閉塞して水密とし、プロペラ点検口のある区画外への浸水を防ぐ措置を採ること。

別記

北海道	桶本 建郎
北海道	向山 仁志
北海道	合同会社道東海事サービス
青森県	有限会社 東北小型船舶免許センター 代表取締役
青森県	尾崎 幸弘
秋田県	高桑 幸蔵
茨城県	株式会社 茨城海技学院 代表取締役
東京都	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
神奈川県	株式会社 高松船舶 代表取締役
神奈川県	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興会 会長
新潟県	株式会社 船舶職員養成協会北信越 代表取締役
富山県	北信越釣船旅客船業協同組合 代表理事
福井県	福井県漁業協同組合連合会 代表理事会長
静岡県	有限会社 船舶免許静岡更新センター 代表取締役
静岡県	渡邊 和紀
三重県	カネニ総業株式会社
京都府	谷川 高規
和歌山県	岡本 将和
島根県	株式会社MSTC 代表取締役
広島県	一般財団法人 尾道海技学院 会長
広島県	一般社団法人 広島海技学院 理事長
山口県	一般財団法人 関門海技協会 代表理事
香川県	一般財団法人 四国船舶職員養成協会 会長
愛媛県	小林 芳人
福岡県	ドルフィン船舶免許センター株式会社
福岡県	株式会社 ボート免許センター 代表取締役
福岡県	堀川船舶株式会社 代表取締役
佐賀県	坂井 金治
佐賀県	堀川 純
長崎県	株式会社 ケイエムマリン 代表取締役
長崎県	合同会社 石倉海事事務所 代表社員
鹿児島県	重信 良広

沖縄県	まどか海事事務所	代表取締役
沖縄県	眞喜志	治
沖縄県	仲里	修
沖縄県	平本	明彦
沖縄県	横田	裕介
沖縄県	玉城	正憲
沖縄県	川口	駿

運委総第503号
令和6年3月28日

水産庁長官
森 健 殿

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄

漁船海幸丸浸水事故に係る意見について

本事故は、海幸丸が、鳥羽港において出港準備中、船長が、本船では初めてプロペラ点検口窓を開放し、プロペラ軸に巻き込んだロープの除去作業を行う際、プロペラ点検口囲壁の状態を確認していない状況で、ロープの除去作業を続けたため、同囲壁下部の穴を通じて海水が機関室に浸入したものと考えられる。

小型の漁船及び遊漁船の同種事故は、当委員会が公表した船舶事故調査報告書によれば、本事故を含めて15件発生し、死亡者が7人、肺炎等を含む負傷者が3人で、船体は沈没、転覆等していた。

当委員会は、平成20年9月21日に発生し、船長及び遊漁客2人が溺死となった遊漁船の沈没事故の調査結果に鑑み、平成21年12月18日付、水産庁長官に対し、プロペラ点検口窓の締め付け状況等について、発航前検査の遊漁船業者への指導等に係る意見を発出し、水産庁は、同日付、発航前検査等の指導を都道府県知事及び関係団体に要請している。

しかしながら、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故を含めて小型の漁船及び遊漁船の同種事故は年1件程度発生している状況にあり、また、プロペラ点検口窓を完全に閉鎖することなく航行する等して、令和元年10月に遊漁船の船長が、令和4年3月に漁船の船長を含む3人が死亡する事故が発生している。

乗組員の生命を危険にさらし、船体に大きな損害を生じさせるこれらの同種事故は、漁業者及び遊漁船業者において、日頃の作業時の確認や整備を励行することにより防止することができるものと考えられることから、当委員会は、本事故並びに小型の漁船及び遊漁船の同種事故の調査結果を踏まえ、水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じた場合は、その内容を通知方よりよくお取り計らい願いたい。

記

水産庁長官は、小型の漁船及び遊漁船において、プロペラ点検口に関連する沈没、転覆等の事故が発生している状況に鑑み、これらの事故の発生を周知するとともに、同様な事故への漁業者及び遊漁船業者の注意を喚起するため、都道府県及び関係団体等に対し、次の事項を実施するよう周知を行うべきである。

- (1) 小型の漁船及び遊漁船の船長は、プロペラ点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は同窓を確実に閉鎖すること。また、船長以外の乗組員が当該窓を開放して作業を行う際には、船長は、当該乗組員に対し、プロペラ点検口のある区画外へ浸水しないように確認しながら実施するよう指示し、作業後は当該窓が閉鎖されていることを確認すること。
- (2) プロペラ点検口窓を有する小型の漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、定期的に、プロペラ点検口窓を固定しているボルト等を点検し、必要に応じて整備すること。
- (3) プロペラ点検口窓を有する小型の漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者等は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、囲壁に穴が設けられる等している場合は、当該穴を塞ぐなどして水密とし、プロペラ点検口のある区画外への浸水を防ぐ措置を採ること。

(別添 参考資料) 小型の漁船及び遊漁船のプロペラ点検口に関連する事故

※「概要・要因」及び「再発防止策等」欄に記載の「点検口」及び「点検口窓」は、「プロペラ点検口」及び「プロペラ点検口窓」の略記である。

番号	発生日時	事故種類、船種船名、発生場所等	被害	概要・要因	再発防止策等
1	平成 20 年 9 月 21 日 06:45 ごろ	沈没 遊漁船第七浩洋丸 総トン数：3.2 トン 新潟県佐渡島東方沖	5 人 (船長及び 遊漁客 2 人) 溺死 (遊漁客 2 人) 肺炎等 船体沈没	本船が帰航中、点検口窓が離脱したのは、機関の振動等によりその窓を止めていたボルトが折損等したことによる可能性があると考えられる。	・船長は、点検口窓を有する船舶については、発航前の点検を励行し、船齢、改造等による乾舷の減少に注意を払い、また、航行中に速力が減じるなどの異常を感じたときには速やかに速力を落とし、プロペラの駆動を止めて、点検口窓に異常がないかなどの調査をすること。
2	平成 21 年 10 月 5 日 03:50 ごろ	転覆 漁船第十八潤宝丸 総トン数：4.5 トン 北海道豊浦町礼文漁港南方沖	1 人 (甲板員) 軽傷 機関及び機器類に濡損 (廃船)	本船が帰航中、点検口窓が離脱したのは、機関の振動により、点検口窓を止めていた蝶ネジが緩んだことによる可能性があると考えられる。	—
3	平成 22 年 1 月 24 日 13:09 ごろ	転覆 漁船第八大勝丸 総トン数：6.6 トン 北海道八雲町八雲漁港北東方沖	なし 機関及び航海計器等に 濡損	本船は養殖作業中、点検口の蓋が開いていたことから舵機室に浸水し、隔壁のケーブル及び油圧パイプが貫通する部分の透き間から船尾側空区画に浸水し、転覆したものと考えられる。 点検口の蓋は、蝶ネジが機関の振動により緩んだ可能性があると考えられる。	—
4	平成 24 年 4 月 13 日 08:59 ごろ	転覆 漁船第八松丸 総トン数：6.97 トン 石川県加賀市橋立漁	なし 主機等濡損 (廃船)	本船は揚網中、引き綱がプロペラシャフトに絡み、船長が、点検口を開けて絡んだ引き綱の除去を行おうとした際、点検口を開けても点検口の囲壁を越えて浸水することはないと思い、	・点検口を有する船舶の船長は、船齢、改造、漁具の仕様変更等による乾舷の減少に注意し、乾舷が減少している場合は、点検口のある区画内で浸水を止めることができる確証が

		港北方沖		点検口を開放したことから、海水が同囲壁からあふれて点検口のある区画及び機関室に隣接する区画が満水となり、機関室区画の後部隔壁上端に開けられていた配線用の穴から海水が機関室区画に流入し、転覆したものと考えられる。	あるとき以外、点検口を開放しないこと。
5	平成 26 年 6 月 15 日 08:40 ごろ	浸水 遊漁船勝丸 総トン数：3.0 トン 長崎県南島原市口之津港東方沖	なし 機関に濡損	船長は、停泊中、点検口を開けてプロペラに絡索したフェンダー取付け索を外す作業を行った際、点検口を閉めなかったものと考えられる。	・ 運航前には点検口等の開口部を点検すること。
6	平成 26 年 7 月 1 日 02:15 ごろ	転覆 漁船第十八澤丸 総トン数：4.8 トン 宮城県石巻市金華山北東方沖	なし 主機等が濡損、マスト等が倒壊	本船は、漁具を積載して喫水が深かったこと、及びプロペラ軸に幹縄が絡索して船首を南に向けて係留した状態で船尾から潮流を受けたことから、点検口の区画に浸水し、船尾側隔壁を越えて海水が船尾区画に入ることとなり、船首甲板上の漁具が、左舷側に比べ、右舷側には隙間を開けて積載していたことから、左舷側への傾斜が生じ、左舷側に傾斜して放水口から浸水し、復原力が低下したものと考えられる。	・ 船底に点検口を有する船舶の船長は、絡索等で点検口を開放する際、喫水の状況に十分注意し、喫水が深いなどで大量の浸水が発生するおそれがある場合は、点検口を開放することなく僚船に救助を求めるなどの措置を採ること。
7	平成 26 年 7 月 2 日 04:50 ごろ	転覆 漁船福生丸 総トン数：4.88 トン 長崎県松浦市鍋串漁港西北西方沖	なし 機関、航海計器等が濡損	甲板員は、操業が落ち着いたときに点検口の蓋を閉めようと思っていたものの、操業のことばかりを考えるうち、点検口のことを失念していたこと、また、船長は、甲板員が点検口の蓋を開けたことを知っていたものの、その後、点検口の閉鎖を確認しなかったことから、本船が点検口を開放した状態で航行していたものと考えられる。	・ 点検口等の開口部については、帰港時又は出港時に点検すること。
8	平成 28 年 7 月 18 日 11:57 ごろ	沈没 漁船海王丸 総トン数：4.9 トン 北海道羽幌町羽幌港	なし 機関、航海計器に濡損	船長は、以前に所有していた船で点検口を開放した状態で支障なく帰航した経験を有していたことから、本事故当時、点検口を開放した状態で航行したものと考えられる。	・ 開放した点検口は、作業終了後、確実に閉鎖すること。

			等		
9	平成 28 年 8 月 9 日 04:55 ごろ	転覆 漁船登美丸 総トン数：4.5 トン 青森県平内町稲生漁 港西北西方沖	なし 機関及び航 海計器等に 濡損	本船は帰航中、点検口を開放した状態で航行していたことから、点検口から海水が浸入して転覆したものと考えられる。	・開放した点検口は、確実に閉鎖すること。
10	令和元年 10 月 10 日 06:45 ごろ	転覆 遊漁船第八昇伸丸 総トン数：4.8 トン 岩手県久慈市久慈港 北東方沖	1 人 (船長) 溺死 機関等に濡 損（全損）	本船は航行中、‘舵機室兼点検口の区画’の点検口が開放されていたことから、点検口から同区画に浸水が生じ、‘舵機室兼点検口の区画’とその船首方に隣接する空所との間にある隔壁の右舷側下隅の開口部から空所、更に機関室から同区画まで貫通した塩化ビニール製のパイプから機関室に海水が流入して転覆したものと推定される。	・運航前には点検口等の閉鎖状況を確認すること。
11	令和 2 年 7 月 10 日 12:16 ごろ	浸水 漁船第二海幸丸 総トン数：4.8 トン 青森県平内町茂浦漁 港西方沖	なし 主機等に濡 損	本船は、本事故時、点検窓が、同窓を押さえる可倒式ボルト 4 本のうち 1 本が折損し、残り 3 本が不均一に締め付けられた状態だったことから、船体のひずみ又は振動等を受けて点検窓が外れた可能性があると考えられる。	・船長は、出港前に点検窓が適切に閉鎖されていることを確認すること。 ・船長は、定期的に点検窓の開閉を行い、可倒式ボルトの腐食状況及びガスケットと窓枠との当たり状態の確認を行うこと。
12	令和 2 年 11 月 17 日 06:30 ごろ	転覆 漁船第二十八正栄丸 総トン数：2.5 トン 青森県階上町追越漁 港東方沖	なし 主機等に濡 損	船長が点検窓を閉め忘れた状態で航行したことから、点検口から流入した海水が点検窓区画を越えて機関区画に浸水して転覆したものと考えられる。	・船長は、点検窓を開放して作業を行った場合は、作業終了後に同窓を確実に閉鎖すること。
13	令和 3 年 6 月 22 日 08:30 ごろ	浸水 漁船第 12 美栄丸 総トン数：7.9 トン 北海道森町森港北西 方沖	なし 主機等に濡 損（全損）	本船は、点検口の点検窓や可倒式ボルト等に、進水当時のまま使用されていたことによる腐食や経年劣化が生じたことから、増速した際の振動等を受けて、‘点検窓及び同窓を点検口に固定する 4 本の可倒式ボルトのうち船尾側の 1 本’が取付けピンと共に外れて、残る 3 本の可倒式ボルトに緩みが生じ、点検窓が外れた可	・船長は、定期的に点検口の点検窓や、可倒式ボルト等を点検し、必要に応じて交換する等の整備を行うこと。

				能性があると考えられる。	
14	令和4年 3月17日 13:50 ごろ ～17:00 ごろの間	転覆 漁船地洋丸 総トン数：2.9トン 岩手県普代村太田名 部漁港北方沖	3人 (船長及び 同乗者2 人) 溺死 主機等に濡 損	本船は航行中、プロペラに索が絡まり、船長が主機を停止して絡索を取り除いた後、点検口ガラス蓋が完全に閉鎖されていない状態で航行を続けたことから、船首浮上により船尾が沈下してプロペラ点検区画に海水が流入を続け、船尾区画から浸水して転覆した可能性があると考えられる。	・乗組員は、絡索の除去等で点検口のガラス蓋を開放後は確実に閉鎖し、航行前に閉鎖状態を確認すること。
15	令和5年 4月1日 09:00 ごろ	浸水 漁船海幸丸 総トン数：2.3トン 三重県鳥羽市鳥羽港	なし 主機セルモ ーター等に 濡損	本船は、鳥羽港において出港準備中、船長が、本船では初めて点検口窓を開放し、プロペラ軸に巻き込んだロープの除去作業を行う際、点検口囲壁の状態を確認していない状況で、ロープの除去作業を続けたことから、同囲壁下部の穴を通じて海水が機関室に浸入したものと考えられる。	・点検口窓を有する小型船舶の船舶所有者は、点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、穴が設けられている場合は、当該囲壁を水密とし、船内への浸水を防ぐ措置を採ること。 ・小型船舶の船長は、点検口窓を開放して作業を行う際、点検口から船内へ浸水しないように確認しながら実施すること。

あなたの点検口窓は大丈夫 !?

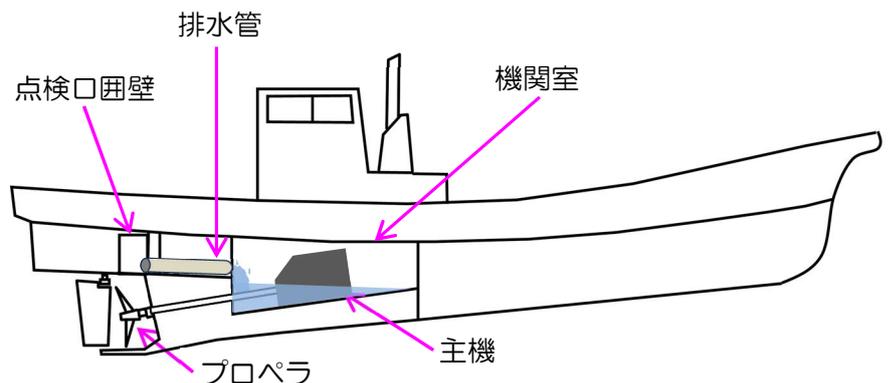


運輸安全委員会事務局 安全啓発リーフレット

運輸安全委員会は、小型船舶のプロペラ点検口窓（以下「点検口窓」という。）等に関連した浸水等の事故調査を行ってきたところ、令和5年4月、漁船の点検口窓がある囲壁の水密不良が要因となって船内に浸水し、当該船の運航ができなくなった事故が発生しました。この事故調査の結果は、令和6年3月、報告書を公表し、船舶管理及び運用に関する提言を行いました。

1. 再び発生した点検口窓からの浸水事故

出航準備をしていた漁船は、係留用ロープをプロペラ軸に巻き込み、船長が、点検口窓を開放して同ロープを除去したところ、点検口囲壁内の海水が任意に設けられた排水口から配水管を通じて機関室に流入し、排水ができなくなり、近隣の施設に上架されました。



事故調査の結果、点検口窓がある囲壁下部に直径約3cmの穴が設けられ、海水が排水管を通じて機関室に導かれるようになっていました。当該船の場合、囲壁の水密性が確保されていない構造は、船舶検査の基準に適合していませんでした。

船長は、同穴の存在を知らず、船舶検査でも排水口及び排水管に関する指摘を受けたという記録はありませんでした。

この事故調査（事例1）では、同種の事故の再発防止策として次の事項を提言しています。

- ① 点検口窓を有する小型船舶の船舶所有者等は、点検口の囲壁が水密であることを確認すること。
- ② 小型船舶の船長は、点検口窓を開放して作業を行う際、点検口がある区画外へ浸水しないように確認しながら実施すること。

本事故の報告書は、次のサイトにて掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2024/MA2024-3-14_2023yh0077.pdf



2. 事故事例の紹介

過去に発生した漁船及び遊漁船の点検口窓等に関連した浸水事故は、主な事例が次のとおりです。これらの事例では、船長や釣り客が落水して死亡に至ったこともありました。

事例2 点検口窓を閉鎖していない状態で航行を続け、海水が船尾区画に浸水して転覆



本船は、点検口窓のガラス蓋が船内になかったことから、プロペラの絡索を取り除いた後、点検口窓を閉鎖せずに航行し、船尾が沈下して点検口の囲壁に海水が流入し、船尾区画にも浸水して転覆した。

事例3 点検口のガラス窓が外れて、流入した海水が機関室に浸水



取付けピン

点検口窓の可倒式ボルトが取付けピンと共に外れ、緩みが生じ、点検窓が外れた可能性がある。海水が流入して点検口がある区画から溢れ、隔壁に設けられていた開口部を通じて機関室に浸水した。

事例4 点検口窓が外れて、流入した海水が機関区画に浸水



折損の状態



船尾喫水がふだんより深くなった状況下、点検窓の可倒式ボルト4本のうち1本が腐食により折損し、残り3本が不均一に締め付けられた状態であったことから、振動等を受けて点検窓が外れた可能性がある。

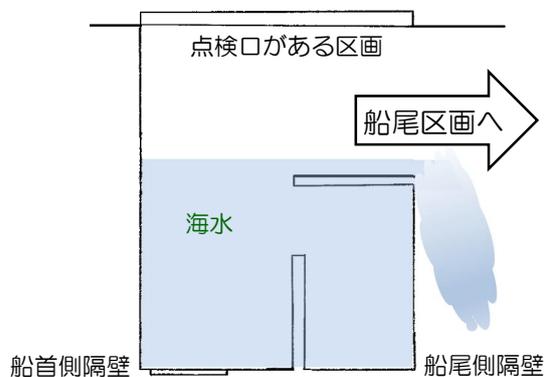
事例5 点検口窓を開放した状態で航行中、海水が舵機室等に流入して転覆



船体付き固定ボルト

点検口がある区画には、外縁部に蓋を取り付けるための船体付き固定ボルトがあったが、蓋及びナットはなかった。舵機室から機関室まで電気配線が通るパイプが貫通していたが、両端が水密になっておらず、舵機室に浸入した海水は、同パイプを通して機関室に流れ込んでいた。

事例6 点検口窓を開放して絡索を外す作業中、船尾区画に浸水して転覆



点検口窓を開放してプロペラ軸の絡索を外す作業を行っていたところ、点検口がある区画に浸水し、海水が船尾区画に入り、左舷側に傾斜して放水口からも浸水し、復原力が低下して転覆した。

船長は、薄暗い状況下、点検口がある区画の海水が増して船尾区画に流れ込んだのを確認できなかった。

事例7 点検口窓が離脱して、舵機室等に浸水し、復原力が低下して転覆



船底から見た点検口

機関の振動により、点検口窓を締め付けていた蝶ネジが緩んだ可能性があり、漁獲物の重量で船尾部が沈んでいたことにより、海水が囲壁内からあふれて舵機室に浸入した。船長らは、本事故発生以前の約3週間、発航前点検等による点検口の点検及び蝶ネジの締め付け状況の点検を行っていなかった。

3. まとめ

以上、点検口窓等に起因した事故の事例を踏まえると、船舶の運航者が気を付けるべきこととして、次の事項が挙げられます。

- ① 小型漁船及び遊漁船の船長は、プロペラの点検口窓を開放して作業を行う際、プロペラ点検口がある区画外へ浸水しないように確認しながら実施し、作業後は点検窓を確実に閉鎖すること。また、同乗者が同作業を行う際には、同様な注意を払って実施するよう指示し、作業後は点検窓が閉鎖されていることを確認すること。
- ② 点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者は、定期的に、点検口窓を固定しているボルト、ガラス、ガスケット等を点検し、必要に応じて整備すること。
- ③ 点検口窓を有する小型漁船及び遊漁船の船長又は船舶所有者は、プロペラ点検口囲壁が水密であることを確認すること。また、同囲壁に穴が設けられている場合には、当該穴を閉鎖して水密とし、プロペラ点検口がある区画外へ浸水を防ぐ措置を取ること。

点検口窓は、プロペラの点検や絡索を取り除く作業に便利な設備であります。ただし、その使用方法、日頃からの点検及び保守整備を誤ると、海水が船内に浸水する危険性があります。船舶を航行する際、点検口窓等を必ず閉鎖するよう心掛け、安全運航に努めてください。

点検口窓の閉鎖・状態を確認！ 発航前に安全の確保を！
漁具等の積載により点検口窓が水面下となっていないか、
同窓の開放時には注意してください。



国土交通省運輸安全委員会事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号
四谷タワー15階
Tel: 03-5367-5025
URL <https://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

運輸安全委員会インターネットサービス

船舶事故ハザードマップ

検索

<https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

小型船舶機関故障検索システム

検索

https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/s_etss/